

## 川越市有料老人ホームにおける市へ報告すべき事件・事故等の範囲

平成28年3月28日

各施設は、利用者へのサービスの提供に伴い、次に該当する事件・事故等が発生した場合、高齢者いきがい課へ報告を行うものとする。

### (1) サービス提供による利用者の事故等の発生

事故等とは、死亡事故の他、骨折、裂傷、火傷、誤嚥、異食、誤薬等で医療機関を受診（施設内での医療処置を含む。）又は入院したものをいう。ただし、比較的軽度な擦過傷や打撲などの日常生活に大きな支障がないものは除く。

施設内における事故の他、送迎、通院、レクリエーション等の間の事故を含む。

施設側の過失の有無は問わない。また、利用者自身や第三者に起因するものも含む。

### (2) 感染症、食中毒、結核及び疥癬等の発生

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもの及びその他疥癬の発生等、利用者その他にまん延するおそれのある場合。

例：鳥インフルエンザ、レジオネラ症

感染性胃腸炎（ノロウイルス）

### (3) 職員（従業者）の交通事故、法令違反及び不祥事等の発生

利用者や施設に損害を与えたもの。

例：利用者からの預かり金の横領、施設内での虐待行為、送迎時の交通事故、利用者宅の損壊、施設会計からの横領等

### (4) その他報告が必要と認められる事故の発生

利用者の無断外出による行方不明者の発生等、利用者の生命・身体に重大な結果を生じるおそれがあるもの。

### (5) 火災、震災、風水害等の災害

火災、震災、風水害等による利用者や職員の人的被害及び施設・設備・敷地等の損壊が発生した場合。